

公益社団法人 日本彫刻会  
日彫展規則

## 第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、定款第4条第1項に基づき開催される彫刻展覧会の運営に関し、必要な事項について定める事を目的とする。

(名称)

第2条 定款第4条第1項に定める彫刻展覧会の開催については、その名称を日本彫刻会展覧会と称し、略して日彫展とする。

(会期)

第3条 展覧会は、この規則第7章で定めるものを除き、年1回、定期的を開催するを常例とする。

## 第2章 出品

(出品)

第4条 会員のうち、正会員・会友及び名誉会員は、この展覧会に特別の事由のないかぎり、出品しなければならない。ただし、出品作品については、鑑査を得ることを要しないものとする。

2 前項の出品作品で、理事会において不相当と認めた作品は陳列しない。

3 出品点数・大きさ及び諸条件は、理事会で、その都度決定し、出品規程をつくるものとする。

(公募)

第5条 展覧会は、前条に規定する者以外の作品を公募するものとする。

2 出品点数・大きさ及び諸条件は、理事会で、その都度決定し、出品規程をつくるものとする。

(出品料)

第6条 展覧会に出品する一般応募者は、出品申込書に規定の出品料を添えて、定められた日時に作品を搬入しなければならない。

2 出品手数料は、その都度理事会において定める。

3 既納された出品手数料は、一切返還しない。

## 第3章 鑑査・審査及び陳列

(鑑査)

第7条 公募した作品は、鑑査して陳列を決定する。

2 出品された作品を鑑査するため、鑑査員長及び鑑査員を置く。

3 鑑査員長及び鑑査員は、それぞれ審査員長及び審査員をもって充てるものとする。

(鑑査方法)

第8条 鑑査の方法及び陳列作品の選定は、鑑査員の合議により決定し、鑑査員長の承認を得るものとする。

(無鑑査)

第9条 新人賞受賞者の作品については、翌年度に限り無鑑査出品として鑑査を経ることを要しないものとする。

(審査員)

第10条 作品を審査するため、審査員長及び、審査員を置く。

2 審査員は、毎年度、この法人の役員及び正会員のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。

3 審査員の定数は、15名以内とする。

4 審査員の任期は、1年とする。

(審査員長)

第11条 審査員長は、審査員の互選で決定する。

(審査方法)

第12条 審査の方法は、審査員の合議で決定し、審査員長の承認をうけるものとする。

(賞)

第13条 鑑査を経て陳列することに決定した作品、及び鑑査を経ないで陳列された作品のうち審査の対象となる作品については、審査のうえ、賞を授与することが出来る。

2 賞の名称・人員・賞品・賞金等については、理事会でその都度決定する。

3 特別賞として、西望賞を別に定める規程により授与する。

(無審査会員)

第 14 条 正会員のうち、賞を受賞した者は、別に定める内規により、理事会の議決を経て、無審査会員とする。

(招待出品)

第 15 条 理事長は、理事会の議決を経て、彫刻上の業績顕著にして識見、人格ともにすぐれた者について、この展覧会に招待出品者とすることができる。

(陳列)

第 16 条 展覧会に陳列する作品の陳列方法は、展覧会委員が合議で決定し、審査員長の承認をうけるものとする。

(遺作)

第 17 条 会員が死去した場合、会で行う展覧会に、その会員の遺作を陳列することとする。

(異議)

第 18 条 鑑査・審査及び陳列の結果についての異議は受理しない。

2 審査員は、鑑査・審査の経過を洩らしてならない。

3 審査員以外の者は、審査に介入してはならない。

## 第 4 章 展覧会委員

(展覧会委員)

第 19 条 展覧会の運営に関する円滑な実施を図るため、展覧会委員若干名を置く。

2 展覧会委員は、原則としてこの法人の会員の中から理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

3 展覧会委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。

(展覧会委員の職務)

第 20 条 展覧会の運営に関する事務、その他については各係を設け分掌して行うものとする。

## 第 5 章 売約及び搬出

(売約)

第 21 条 陳列作品の売約については、売上代価の 1 割をこの法人に納入しなければならない。

(搬出)

第 22 条 陳列作品は、出品規程により定められた期間内に、出品者において、預り証を提出のうえ、搬出しなければならない。

2 前項の期間内に搬出されない作品については、この法人において責任を負わない。

(陳列外作品の搬出)

第 23 条 陳列することに決定した作品以外の作品は、定められた期間内に、出品者において、預り証を提出の上、搬出しなければならない。

2 前項の期間内に搬出されない作品については、この法人において責任を負わない。

## 第 6 章 観覧

(観覧)

第 24 条 展覧会は、一般に観覧・公開する。

2 観覧の入場料は、理事会で、その都度定める。

3 観覧時間は、展覧会の都度、理事会において定める。ただし、都合により時間を伸縮、または観覧を停止することがある。

(鑑賞方法)

第 25 条 鑑賞者は、原則として陳列作品に触れてはならない。

2 障害者の内、特に触覚による鑑賞を目的とした場合は、特定の作品につき、前項の規定は適用しない。

3 理事会で特に認められた場合陳列作品に触れて鑑賞する事もできる。

4 鑑賞者は、会場監視人の指示に従い、他の鑑賞者の妨げとなってはならない。

5 前項にかかげる行為があったと認められた時、その鑑賞者を退場させることができる。

(写真撮影・模写)

第 26 条 会場内での陳列作品の撮影・模写は、出品者の承諾のあるものに限り、理事長がこれを許可

するものとする。

2 前項の規定により、許可を受けた者が、作品の撮影・模写をしようとする時は、展覧会委員、または会場看視人の指示に従わなければならない。

## 第7章 地方日彫展及びその他の展覧会

(地方日彫展)

第27条 この会は、会員が合同して開催する地方展に、共同して地方日彫展を開催することができる。

(開催方法)

第28条 地方日彫展の開催地・開催期日、その他展覧会開催にあたっての必要な事項は、理事長と開催希望地の代表者、及びその関係者と協議して定める。

(その他の展覧会)

第29条 この会は、理事会の決定により、日彫展・地方日彫展の他、彫刻展覧会の主催、又は共催を行なうことができる。

2 前項の開催方法については、規則第28条に準じて行う。

## 第8章 規則の変更

(規則の変更)

第30条 この規則についての変更は、理事会で決定し、総会に報告するものとする。

日彫展規則の変更

平成21年1月27日 一部変更

平成22年11月1日

公益社団法人移行に伴い一部変更